

社会福祉法人 松実会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松実会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事（業務執行理事）のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事（その他の理事）のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第4項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬及び費用弁償は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬等)

第 6 条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 その他理事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(監事の報酬等)

第 7 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により出張旅費等を支給することができる。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第 9 条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 10 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

令和1年6月14日改訂

別表 1 (出席報酬日額)

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事長	6,000円	旅費規程による額
	業務執行理事	6,000円	旅費規程による額
	その他理事	6,000円	旅費規程による額
	監事	6,000円	旅費規程による額
評議員会出席報酬等	評議員	6,000円	旅費規程による額
	理事長	6,000円	旅費規程による額
	業務執行理事	6,000円	旅費規程による額
	その他理事	6,000円	旅費規程による額
	監事	6,000円	旅費規程による額

別表 2 (勤務報酬等)

種 別・区 分	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等 (非常勤・日額)	6,000円	旅費規程による額
その他理事業務報酬等 (非常勤・日額)	6,000円	旅費規程による額
監事監査指導報酬等 (非常勤・日額)	6,000円	旅費規程による額